

久喜市新規創業事業者応援給付金 Q & A

目次

Q 1	どのような事業者が対象となりますか？
Q 2	個人事業者で久喜市外に住んでいますが、久喜市内で事業を営んでいます。対象になりますか？
Q 3	久喜市内に住んでいますが、久喜市外で事業を営んでいます。対象になりますか？
Q 4	法人で、本社は久喜市内にありませんが、事業所が久喜市内にあります。対象になりますか？
Q 5	複数の事業所を営んでいますが、事業所単位での申請はできますか？
Q 6	今年の1月に事業を開始しましたが、一時事業を中止していました。現在は事業を再開していますが、対象になりますか？
Q 7	申請書兼請求書の事業所内容欄に「事業内容（業種）」とありますが、何を記載すればいいですか？
Q 8	自宅で申請書等を印刷することができないのですがどうすればよいですか。
Q 9	履歴事項全部証明書は何か月以内に発行されたものが必要ですか？
Q 10	申請してから給付までどのくらいかかりますか？
Q 11	郵送の場合、いつまでに申請すればよいですか？
Q 12	市税に滞納があった場合、納付してから申請できますか？
Q 13	市税納付の猶予の申請手続きをしたのですが、対象になりますか？
Q 14	国の持続化給付金及び、埼玉県中小企業・小規模事業者支援金との併用は可能ですか？
Q 15	市内・市外含め何店舗か経営しています。申告する売上については、久喜市内の事業所みの数字でよいですか？
Q 16	事業所を共同経営している場合の取り扱いはどうなりますか？
Q 17	フリーランスでインストラクターをしています。確定申告の際、売上は全て雑所得としています。対象となりますか？
Q 18	副業をしているが対象となりますか？
Q 19	令和1年11月に開業したのですが、営業許可申請等に時間がかかり、実際の売上げが令和2年2月からです。対象となりますか？
Q 20	様式第2号売上表の②令和2年2月以後の売上表の記入欄が10月までだが、11月以降はどのように記入するのか？

Q1 : どのような事業者が対象となりますか？

A : 平成30年4月1日から令和2年4月30日までの間に事業を開始した事業者で、久喜市内に事務所または事業所を有する事業者が対象となります。

Q2 : 個人事業者で久喜市外に住んでいますが、久喜市内で事業を営んでいます。対象になりますか？

A : 久喜市内で事業を営んでいるので対象になります。

Q3 : 久喜市内に住んでいますが、久喜市外で事業を営んでいます。対象になりますか？

A : 久喜市内で事業を営んでいないので対象になりません。

Q4 : 法人で、本社は久喜市内にありませんが、事業所が久喜市内にあります。対象になりますか？

A : 市内で事業を営んでいるので対象になります。

Q5 : 複数の事業所を営んでいますが、事業所単位での申請はできますか？

A : 事業主単位での申請になりますので、市内に複数の事業所を構えていても1事業者につき1回の申請までです。

Q6 : 今年の1月に事業を開始しましたが、一時事業を中止していました。現在は事業を再開していますが、対象になりますか？

A : なりません。

Q7 : 申請書兼請求書の事業所内容欄に「事業内容（業種）」とありますが、何を記載すればいいですか？

A : 日本標準産業分類の大分類において分類された業種区分を記入してください。（農業、建設業、製造業、小売業、飲食サービス業、サービス業など）

Q 8 : 自宅で申請書等を印刷することができないのですがどうすればよいですか。

A : 下記の場所に申請書類を用意しております。

久喜市役所本庁舎 1階 環境経済・教育分室

菖蒲総合支所 1階 久喜ブランド推進課

栗橋総合支所 1階 栗橋総務管理課

鷺宮総合支所 1階 鷺宮総務管理課

Q 9 : 履歴事項全部証明書は何か月以内に発行されたものが必要ですか？

A : 3か月以内に発行されたものとします。

Q 10 : 申請してから給付までどのくらいかかりますか？

A : 書類が到着してから、概ね2週間程度です。

Q 11 : 郵送の場合、いつまでに申請すればよいですか？

A : 令和2年10月30日(金) 必着です。なお、申請受付の再開後(12/7)については、令和3年3月31日(水) 必着となります。

Q 12 : 市税に滞納があった場合、納付してから申請できますか？

A : できます。受領印の押してある納付書の写しを添付してください。

Q 13 : 市税納付の猶予の申請手続きをしたのですが、対象になりますか？

A : なります。手元に収納課からの猶予に関する通知があれば提出してください。まだ、届いていない場合はこちらで担当課に確認を取ります。

Q 14 : 国の持続化給付金及び、埼玉県中小企業・小規模事業者支援金との併用は可能ですか？

A : 併用は可能です。

Q 15 : 市内・市外含め何店舗か経営しています。申告する売上については、久喜市内の事業所のみの数字でよいですか？

A : 事業所全体の売上での申告をお願いいたします。

Q 16 : 事業所を共同経営している場合の取り扱いはどうなりますか？

A : 各々が事業主として申告していれば両社とも対象となります。なお、共通の帳簿を使用している際は、売上の区分け及び比率がはっきり分か

れていることが必要となります。

Q17：フリーランスでインストラクターをしています。確定申告の際、売上は全て雑所得としています。対象となりますか？

A：対象となりません。原則、確定申告において事業収入がある方が対象となります。同様に売上を給与所得としている場合も対象外となります。

Q18：副業をしているが対象となりますか？

A：Q17と同様の考え方で、副業での収入が、確定申告において事業収入としている場合は対象となります。副業であっても、雑所得としている場合、または申告をしていない場合は対象外です。

Q19：令和1年11月に開業したのですが、営業許可申請等に時間がかかり、実際の売上げが令和2年2月からです。対象となりますか？

A：なりません。なお、売上表には②「令和2年2月以後の売上表」に月間売上高をご記入ください。

~~Q20：様式第2号売上表の②令和2年2月以後の売上表の記入欄が10月までだが、11月以降はどのように記入するのか？~~

~~A：令和2年11月以降の売り上げについては、様式第2号には記入する箇所がないため、売上高が分かる帳簿等の写しを提出してください。~~